

第19回 橋本市公共下水道事業審議会 会議録

日時：平成29年12月26日（火）午後2時00分～午後3時30分

場所：橋本市役所 3階 委員会室

【審議会出席委員】

濱田學昭委員、笹嶋邦彦委員、贅川一郎委員、寺本伸行委員、
矢野佳世子委員、荏田一郎委員、乾幸八委員

【審議会欠席委員】

加藤昌男委員、上久保修委員、伏原都委員

【審議会内容】

1. 開会

- ・会議の公開について

傍聴人：なし

2. 議事

- (1) 使用料算定対象経費の検討について

【事務局】

（「使用料算定対象汚水処理経費」説明）

【委員】

維持管理費と資本費について橋本市に関係するのはどれですか。

【事務局】

維持管理費に関しては、地方公営企業法に要する経費、資本費については高度処理に要する経費、高資本費に要する経費、分流式下水道に要する経費を繰入れています。

【委員】

高度処理というのは今何かやっているのか。

【事務局】

橋本市は単独で処理場を持っていないが、流域処理場で行っている高度処理に充てています。

【委員】

どのような高度処理を行っているのか。

【事務局】

砂ろ過だと思いますが、高度処理を行っています。

【委員】

高資本費対策に要する経費というのがあまり理解できない。また、それを繰入れる場合には基準内になるのか。使用料で維持管理費が賄えるようになったら余剰分を資本費に充てるようなことはできないのか。

【事務局】

高資本費対策をもらうためには税抜き 150 円にしなければならない。

【委員】

そうすれば使用料を税抜きで 150 円にすればいいだけですよね。

【事務局】

それだけもらうのであればそれだけで大丈夫です。使用料収入を維持管理費に充て残りを資本費充てる方法は今でも行っています。ただし、前にも説明したように現状 101%くらいしかありません。

【委員】

150 円にすればさらに上がるのではないか。使用者が少ないから余ったお金を接続させるための補助に充てることはできないのか。

【事務局】

あとは、税金の投入バランスになります。下水を使っている限り物はどんどん痛んでくる。それを使っていない人に負担してもらうのはどうかと。使用料で賄って税金の投入を少しでも抑制していくことを考えています。

【委員】

高資本対策はもらえる年度が決まっているのでしょうか。供用開始から何年とか。橋本市はもう 10 年以上経過している。その期限が来る 10 年か 15 年の間に使ってもらう人の数を増やさないといけない。

道路でも橋でも税金で更新している。下水も同じだ。

【委員】

でも、使っている人が払うのと使っていない人が払うのとは違う。下水道の場合はみんなが使っていない。だから道の分とは違う・

【委員】

使わないものに払えというのは矛盾がある。

【委員】

接続率が低いところは仕方が無い。固定費は市民が払って早く返さないと今後どんどん使用者は減っていく。市が接続して本管が来ていないところは市に要望して付けてもらえばいい。

【委員】

それができないから議論している。

【事務局】

国の動向だけ説明します。橋本市は現在 60%くらいしか整備できていません。国はあと 10 年でできないところは計画を縮めなさいという通告を出そうとしています。今後この率は見かけ上 100%になるかもしれません。だが、下水道を使える人が飛躍的に伸びるかというとはそうではない。今後残りの 40%を 250 億円かけてやりきるというのは橋本市財政面を考慮しても到底できません。

【委員】

現状の維持管理については国はどのように言っているのか。

【事務局】

当然、使用料で賄うようになっています。

【委員】

すでに公共下水道を使用している立場から言うと、市の環境保全に役立っていること、またこのシステムがストップした場合大変だということも理解している。ただ、料金が天井知らずで上がっていくことは問題がある。

【事務局】

何もすべてを賄えということにはならない。前回答申の中でも資本費の 10%~20%を回収していくようになっていた。事務局としてもその辺りを加味しながら料金の設定を行い

たいと思っています。

城山台や三石台は元々南海が下水道経営を行い、料金固定で 4,800 円程度のお金がかかっていた。公共下水に変わって安くなっている。

【委員】

日本の 80%は下水道を使っている。和歌山は低すぎる。和歌山と徳島は人の住む街では無くなってしまふ。そうならないために投資してでも接続を増やさなければならない。企業会計になるのであればなおさら民間の社長になったつもりで何をすべきか考える必要がある。

【委員】

繰入金と繰出金とは一方から見た言葉で同じ事を書いているのではないのか。もう少し用語もやさしく書いてもらった方が見やすい。

【会長】

どの費用をどこにつけるかというのが非常に大きい。単価というのを掲載する際には分母と分子もかっこ付きで入れるなどした方が見やすい。

【委員】

橋本市はあと 10 数年で高資本費対策の交付税をもらえなくなるが、この 10 数年でどこまでやる予定なのか。それを市民に教えてあげなければならない。

【事務局】

今現在が 61.3%、年間 1%増えたらいいところです。18 年後でも 80%くらいにしかならない。

【会長】

橋本市のような形で公共下水道を整備するのは財政的に非常に難しい。当初は足りない分は税金でという考え方でやっていたが段々変わってきて case3 のような形になってきた。

国はできないものはやめようとなってきているのでどうしても統計的に分母が減っていく。だから整備率のようなものは上がっていく。これが国の方針なので仕方がない。

【委員】

話は変わるが、近畿地方に使用済み核燃料の埋め立て場所を作らなければならないという話がきている。近畿を考えた中で和歌山県しかあり得ない。橋本市は地震も津波も安全なので最有力候補になってくる。

【委員】

今回決定した金額はどのくらいもつのか。何年くらいで改正していくのか。

【事務局】

5年に1度くらいのペースになりますが、そこもまた検討したいと思います。

【委員】

橋本市では水道がついたのがまだ数年前のところもあるのだから下水が全て普及することがない。下水がついていないところからすれば使っていない下水に税金を使うのはもっと矛盾を感じる。新しいところほど文化的な生活をして旧の村は全然できていない。市財政から見たら職員の給与カットまでしているのにそんな無理は言えない。

【委員】

橋本市のし尿処理場の操業期限はいつまでなのか。

【事務局】

次回の更新は平成41年頃、平成36年4月頃から協議を行う予定だったと思います。し尿を希釈して公共下水道に流すという案もあります。

【委員】

周辺へのお金のばらまきや何年後に撤退するなどの約束事があるが、橋本はそれが無い。

【委員】

いや、橋本も当然ある。
迷惑施設なので、どこでもそれはある。

【委員】

Case3でいかなければならない。

【会長】

交付税ベースで考えるのは、雨水が10%というのは難しいと思うが、汚水に雨水がもつと流れているという考え方がベースになっているのですか。会計処理的にそうになっているのですか。

【事務局】

後者です。平成17年度の研究会で決まった割合になります。

【会長】

では、次の説明をお願いします。

【事務局】

（「使用料充当経費」の説明）

【委員】

前回答申の中で高資本費対策の基準単価は 150 円と書いているが、それとは違うのか。

【事務局】

平成 31 年度から地方公営企業法を適用することになるので税抜単価 150 円となります。

【会長】

資本費の 10%~20%とした場合、一般会計からの繰出しがどれくらいになるのか。次回でもいいので教えてほしい。

【事務局】

料金が上がるとどうしても使用量が減ってくる傾向にあります。ギリギリの単価を設定するとどうしても使用量単価が基準を下回る可能性がある。

【事務局】

資料の不備もあるので、この件については今回だけとさせていただいて次回繰出しも入れた資料をもって検討していただきたい。

【委員】

滞納率は全体の何%くらいか。

【事務局】

現年で見ると収納率は 99.25%です。

【委員】

一般企業で一番大きなことは収入を増やすということで、その中でいうと一般会計からの繰入れを確保するというのも重要になる。市長と管理者が一体になるのはそれなりにやりにくいのではないか。

【事務局】

一般会計からの繰入れをやめるというのは恐らくないことです。ただ、減らしてくれという話にはなりません。収入を増やすためには接続率を増やすということが方針となる。

【委員】

橋本と言えば水と空気がよくて子育てしやすい街で売り出すしかない。現状では悪い方へといっているように見える。どこかで思い切って方針を変えなければならない。

【委員】

なんでもそうだが高くても売れるという時代になっている。安いから売れるとは限らない。顧客満足度が高ければ売れる。アンケートは難しいかもしれないが顧客のニーズを理解することも必要である。

【事務局】

過去に下水道に対する要望をアンケート取ったことがあると思う。次回以降で出させていただきたいと思います。

【会長】

高度処理した水は河川に流しているのか。これは下流の人に対して恩恵を与えている。

【事務局】

河川に流しています。

【委員】

工場から出る高汚水っていうのはどんな処理をしているのか。

【事務局】

独自で処理してから公共下水道に流してもらっています。

3. 議事の結論

使用料算定対象汚水処理経費は case3 を採用する。

Case3 分流式下水道に要する経費を交付税ベース（人口密度ベース）で基準内繰入れと見なし算定対象とする。

4. 閉会 閉会時間 午後3時30分